

所管事項調査に関する資料①

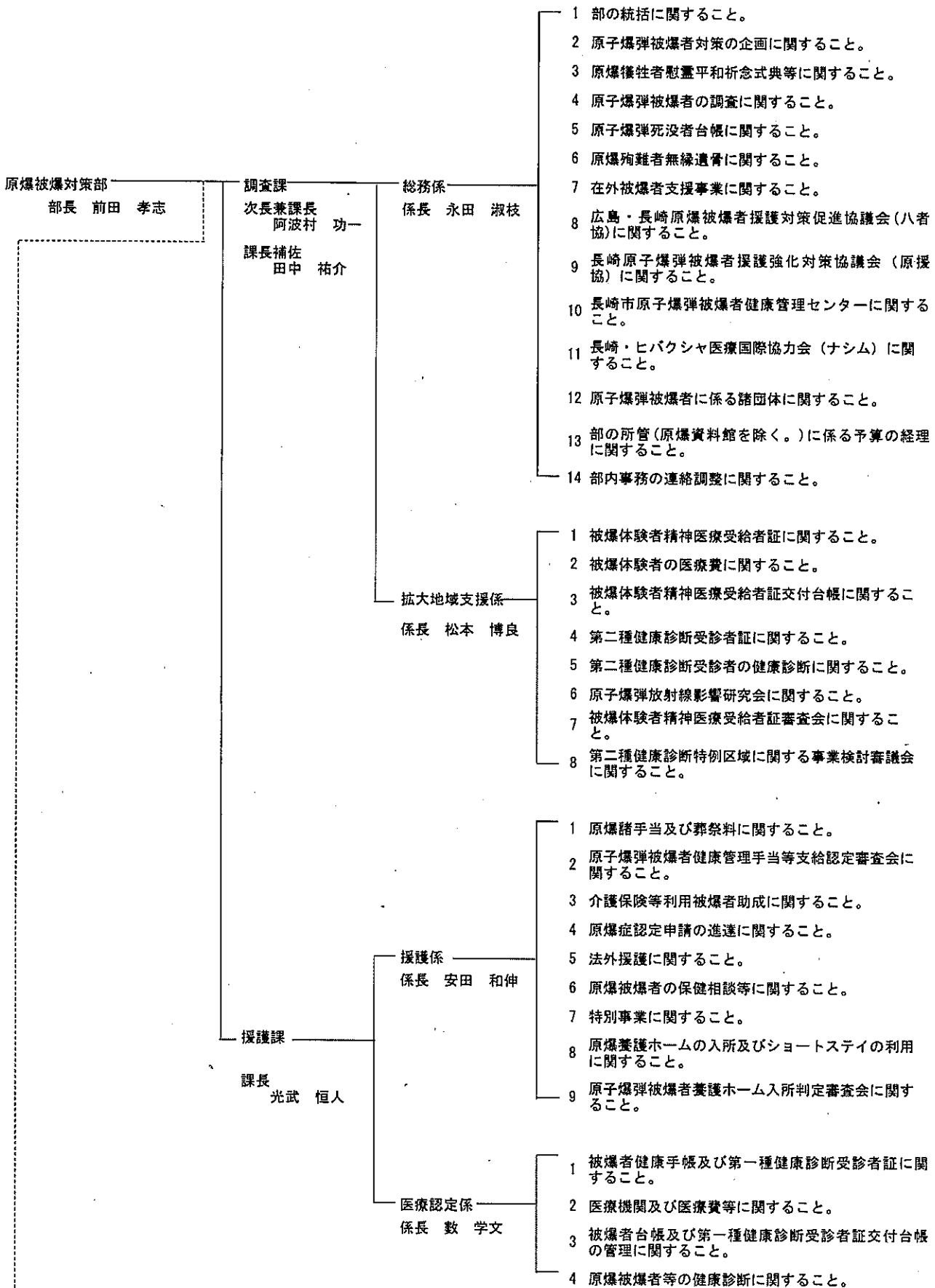
1	原爆被爆対策部の機構及び事務分掌	1～2 ページ
2	補職者及び職員数	3 ページ
3	事業の概要	
(1)	被爆者等の動向について	4～5 ページ
(2)	原爆症認定申請状況について	6 ページ
(3)	各種手当等について	7 ページ
(4)	原爆・平和関連施設の入館状況について	8 ページ

原爆被爆対策部

令和4年6月



# 1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌



原爆資料館

館長 篠崎 桂子

(長崎平和推進協会派遣)

原爆資料館付  
岩永 浩

平和推進課

課長  
松尾 美香

係長 豊 美弥子  
係長 貞包 教雄

- 1 平和アピールの推進に関する事。
- 2 平和の文化の醸成に関する事。
- 3 平和に関する諸問題の調査研究に関する事。
- 4 国内外からの要人の接遇に関する事(平和推進課の所管に係るものに限る。)
- 5 長崎原爆資料館運営審議会に関する事。
- 6 平和宣言文起草委員会に関する事。
- 7 原爆資料館の所管に係る予算の経理に関する事。
- 8 平和会館及び永井隆記念館に関する事。
- 9 原爆資料館内事務の連絡調整に関する事。
- 10 (公財)長崎平和推進協会との連絡調整に関する事。
- 11 ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会に関する事。
- 12 平和首長会議に関する事。
- 13 日本非核宣言自治体協議会に関する事。
- 14 核兵器廃絶長崎連絡協議会に関する事。

被爆継承課

課長  
伊福 伸弘

係長 末安 公貴

- 1 原子爆弾による被災に関する資料の調査・収集、保存及び公開に関する事。
- 2 被爆建造物等保存整備事業に関する事。
- 3 長崎市原子爆弾被災資料審議会に関する事。
- 4 長崎原爆遺跡調査検討委員会に関する事。
- 5 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎に関する事。
- 6 県外原爆・平和展に関する事。
- 7 青少年ピースボランティア育成に関する事。
- 8 青少年ピースフォーラムに関する事。
- 9 青少年平和交流事業に関する事。
- 10 「語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)」推進事業に関する事。
- 11 世界平和祈念行事実行委員会に関する事。
- 12 平和の灯実行委員会に関する事。
- 13 収蔵資料インターネット公開に関する事。
- 14 「長崎クスノキプロジェクト」推進事業に関する事。

2 補職者及び職員数

(令和4年6月1日現在)

原爆被爆対策部

職員数 46人

( 補職者 15人 ) ※補職者数は係長級以上の数

部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人
調査課 13人 (補職者 4人)	次長兼課長	1人
	課長補佐	1人
	係長	2人
	主任	1人
	主事	5人
	職員	3人
厚生労働省派遣	(主事級)	1人
援護課 12人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	主任	1人
	主事	3人
	職員	4人
	再任用職員	1人
原爆資料館	館長	1人
平和推進課 8人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	専門官	1人
	主事	2人
	職員	2人
外務省派遣		1人
被爆継承課 8人 (補職者 2人)	課長	1人
	係長	1人
	専門官	1人
	主事	3人
	職員	2人
平和推進協会派遣 1人 (補職者 1人)	次長 (課長級)	1人

### 3 事業の概要

#### (1) 被爆者等の動向について

##### ア 被爆者数の推移

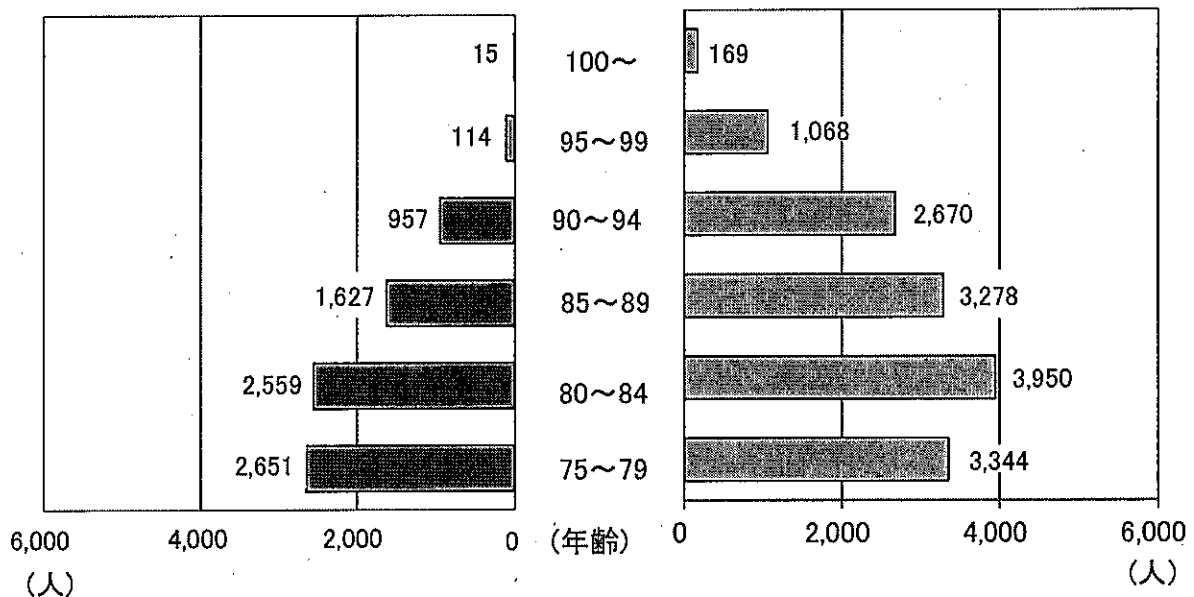
(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	被爆者健康手帳 所持者数	増			計a	減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等		死亡	転出	計b	
H29	29,064	4	96	3	103	1,723	129	1,852	△ 1,749
H30	27,405	7	88	0	95	1,591	163	1,754	△ 1,659
R元	25,726	15	70	0	85	1,640	124	1,764	△ 1,679
R2	24,054	10	52	0	62	1,623	111	1,734	△ 1,672
R3	22,402	9	47	0	56	1,612	96	1,708	△ 1,652

##### イ 被爆者の状況

(令和4年3月31日現在)

	男性	計	女性
	7,923人 (35.4%)	22,402人	14,479人 (64.6%)
平均年齢	82.76歳	84.30歳	85.14歳



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
H29	4	0	1	1	0	0	3	3	△ 2
H30	4	0	0	0	0	0	0	0	0
R元	5	1	0	1	0	0	0	0	1
R2	4	0	0	0	0	1	0	1	△ 1
R3	3	0	0	0	1	0	0	1	△ 1

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
H29	5,725	1	6	7	228	14	0	242	△ 235
H30	5,483	2	8	10	232	20	0	252	△ 242
R元	5,244	3	7	10	238	8	3	249	△ 239
R2	4,981	0	7	7	259	9	2	270	△ 263
R3	4,699	3	1	4	271	15	0	286	△ 282

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
H29	4,919	14	2	16	200	12	19	231	△ 215
H30	4,713	11	3	14	197	14	9	220	△ 206
R元	4,514	15	3	18	204	6	7	217	△ 199
R2	4,307	15	6	21	216	7	5	228	△ 207
R3	4,057	9	1	10	242	11	7	260	△ 250

※「その他」欄は、更新(継続)辞退等による返還の件数

(2) 原爆症認定申請状況について

ア 原爆症の認定（厚生労働大臣の認定）

認定要件 ① 病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるものであること  
 （または治療能力が放射能の影響を受けていること）

② 現に治療を要する状態にあること

認定された場合 ① 認定疾病の治療費は全額国費負担

② 医療特別手当（月額 141,900 円）の支給

イ 長崎市の原爆症認定申請状況

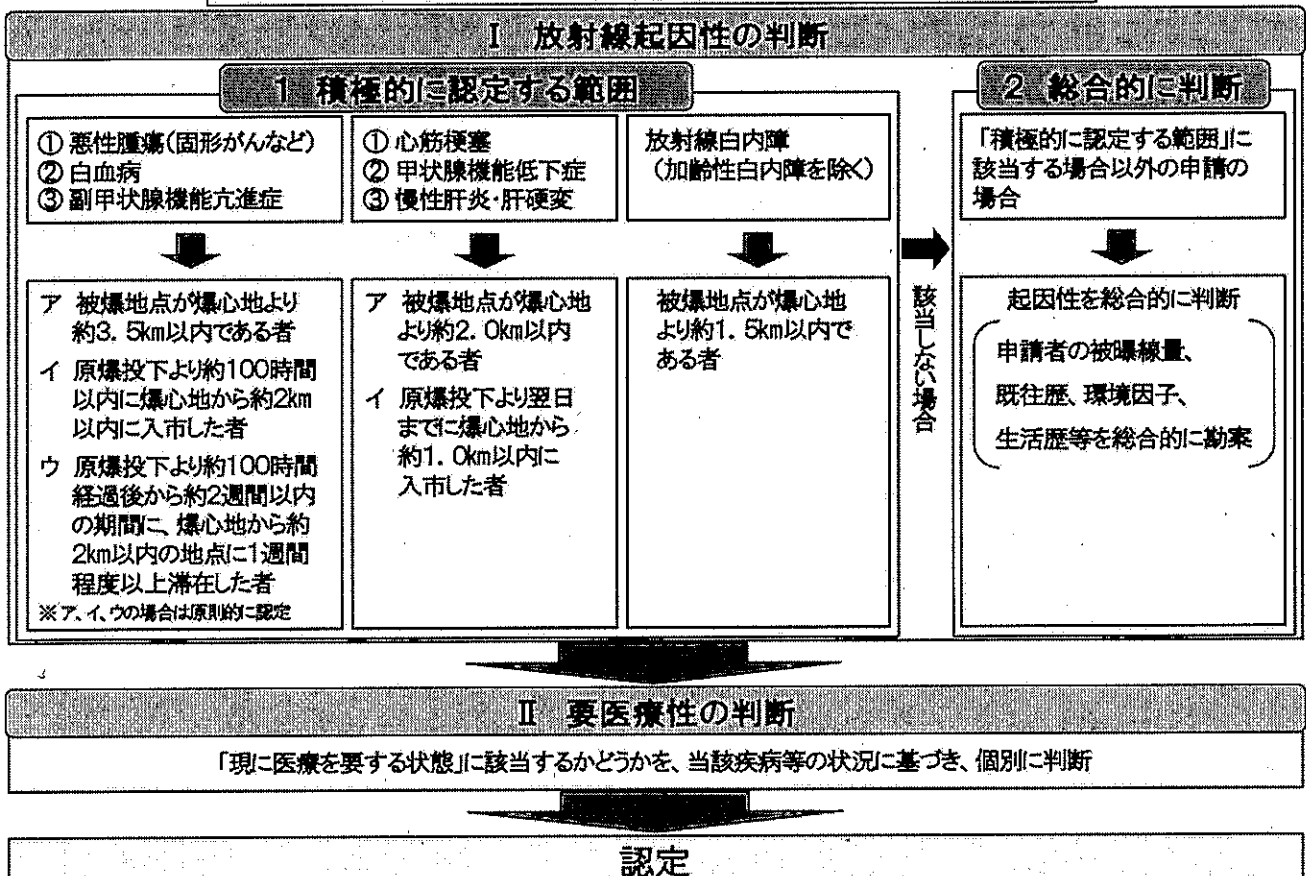
（各年度末現在、単位：件）

年度	申請	認定	却下	取下等	審査中	認定率	認定被爆者
H29	277	197	80	-	-	71.1%	1,357人
H30	256	184	72	-	-	71.9%	1,308人
R元	199	147	51	1	-	73.9%	1,256人
R2	149	101	48	-	-	67.8%	1,259人
R3	174	106	35	1	32	74.6%	1,115人

※認定率は、申請件数から審査中の件数を除いたものに対する認定件数の割合

ウ 改正された「新しい審査の方針」（平成 25 年 12 月 16 日改正）

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み





(3) 各種手当等について

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		令 和 4 年 度 金 額	
医 療 特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人		月 額 1 4 1 , 9 0 0 円	
特 別 手 当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人		月 額 5 2 , 4 0 0 円	
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人		月 額 4 8 , 8 4 0 円	
健 康 管 理 手 当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造 血 機 能 障 害 2. 肝 臓 機 能 障 害 3. 細 胞 増 殖 機 能 障 害 4. 内 分 泌 腺 機 能 障 害 5. 脳 血 管 障 害 6. 循 環 器 機 能 障 害 7. 腎 臓 機 能 障 害 8. 水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害 9. 呼 吸 器 機 能 障 害 10. 運 動 器 機 能 障 害 11. 潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害		月 額 3 4 , 9 0 0 円	
保 健 手 当	爆心地から 2 キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次(ア)又は(イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月 額 3 4 , 9 0 0 円	
		上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	月 額 1 7 , 5 0 0 円	
介 護 手 当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	費用を支出して介護を受けたとき [費用介護] (介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス(第1号訪問事業))	重 度	月 額 1 0 5 , 5 6 0 円 以 内 〔下限額 2 2 , 2 8 0 円〕
		重度障害で費用を支出しないで家族等に介護を受けているとき [家族介護]	中 度	月 額 7 0 , 3 6 0 円 以 内
葬 祭 料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人（死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなる場合を除く）		2 1 2 , 0 0 0 円	

(4) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	修学旅行生 (再掲)
	大人	小人	計			
R元	336,266	245,018	581,284	111,363	692,647	207,003
R2	72,117	101,700	173,817	62,493	236,310	92,806
R3	71,314	160,589	231,903	78,263	310,166	149,697

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館  
 令和2年度(52日間) 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで(52日間)  
 令和3年度(104日間) 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで(41日間)  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで(34日間)  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで(29日間)

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	高校生以下 (再掲)
	個人	団体	計			
R元	6,896	2,685	9,581	111,245	120,826	96,805
R2	3,123	52	3,175	59,135	62,310	51,976
R3	2,346	85	2,431	69,665	72,096	62,487

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館  
 令和2年度(52日間) 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで(52日間)  
 令和3年度(104日間) 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで(41日間)  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで(34日間)  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで(29日間)

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部 跡(立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
R元	11,539	2,392	28,080	50,847	92,858
R2	6,974	2,895	15,391	29,540	54,800
R3	9,377	2,236	17,884	39,817	69,314

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館(住吉トンネル工場跡を除く)  
 令和2年度(52日間) 令和2年4月10日から令和2年5月31日まで(52日間)  
 令和3年度(104日間) 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで(41日間)  
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで(34日間)  
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで(29日間)